

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1

氏 名 株式会社両毛資源開発

代表取締役 須田昇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 3年 4月27日

許可の有効期限

令和10年 4月26日

ダウンロード版

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別）、中間処理（溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

中間処理（溶融）

①廃プラスチック類（以上1種類）

※①については、廃発泡スチロールに限る。

中間処理（選別）

①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

※①、②及び③については、廃電気製品に限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

イ 中間処理施設（選別）の設置年月日

平成20年 9月19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類 [64 m³/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 67.2 m² 保管容量 67.6 m³

(2) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

イ 中間処理施設（溶融）の設置年月日

平成20年 9月19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.32 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 9 m² 保管容量 6.7 m³

(3) ア 中間処理施設（選別）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

イ 中間処理施設（選別）の設置年月日

平成20年 9月19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [2.4 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 1.8 m² 保管容量 2.2 m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成20年11月20日 新規許可

平成25年11月20日 更新許可

平成30年11月20日 更新許可

令和 3年 4月27日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

